

告示

埼玉県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団榮内会 スマイルデンタル クリニック	所沢市松葉町二 三―一九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成三十年十一 月三十日
まごころ薬局	所沢市小手指町 一―二六―一 小手指ハナミズ キプラザ三〇二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成二十七年六 月一日